

尊い人命と  
安全を守る

# ノットバーン

NOT BURN

## 内装部材木質系用 塗装材 (基材木材) 単独大臣認定

水性

自然木目を生かした透明クリアー品

透明タイプ

国土交通省住宅局 **準不燃材料で大臣(個)認定** 認定番号QM-0241号  
(建築基準法施行令第1条第五号の規定による認定を受けたものです)

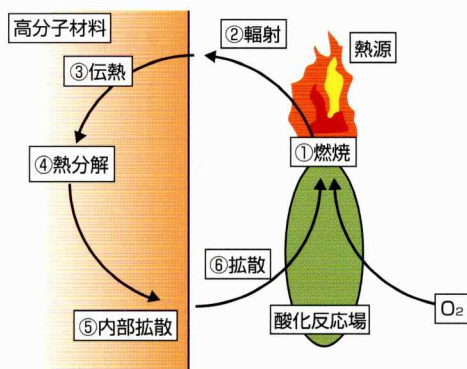
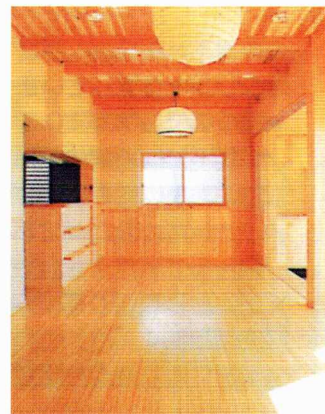
### ■ノットバーン ISO-5660 国土交通省認定評価試験に現場 施行に依る塗装にて木材基材で合格 (樹種限定/マツ材系・大臣個別認定制度に基づく)

(樹種) 米松、赤松(パイン)、エド松(ホワイトウッド)、米マツピーラ、カリブ松、唐松、  
肥松、トドマツ、オウシュウアカマツ、ダグラスファ、松無垢材 等適応

官公庁建造物、大型商業施設、体育館、保育園、学校、ホテル等実績が多数。

防火認定ラベル貼付の義務に**準不燃材料**の表示で認められるものです。  
(消防法令第4条の3第4項に拠り)

防火認定ラベルは、別紙発行依頼書の提出要す。  
(建築基準法施行令第1条第5号・6号)



高分子材料の燃焼機構

### 従来の難燃化手法

これまで高分子材料の難燃化手法としては、下記の  
手法が挙げられる。

- ◎燃えないもの(無機化合物)を入れることによって、  
難燃性を付与する「ローソク効果」が生じ、大量の  
難燃剤が必要。
- ◎イントメッセントを形成させることにより、断熱が  
生じ、それにより難燃化される。いずれも強制加減  
圧注入装置を使って難燃化をしている。

ノットバーンは5年間の歳月の研究と失敗の積み重  
ねから得た技術(特許申請中)を持って、防火性能  
の塗装方式にて「準不燃材料」大臣認定番号取得を  
我が国初として完成したものです。  
短期施工・養生不要・工具損傷少く作業効率が良く  
ノンホルマリン、ノンハロゲン、ノンアンチモン(VOC  
規制対象外品)で人体にも優しいもので、水性タイ  
プで人体にも環境にも優しいもので、水性タイプの  
透明仕上げで木目の美しさが保持されます。

認定番号  
QM-0241

# 松

※建築基準法は個別認定  
制度認定条件により樹種  
マツ材系 厚さ15mm

※消防法では基材木材全般が対象で、  
防火上の政令法令規則は有りません。



国土交通省認定書



ISO-5660 発熱試験成績書

製造元



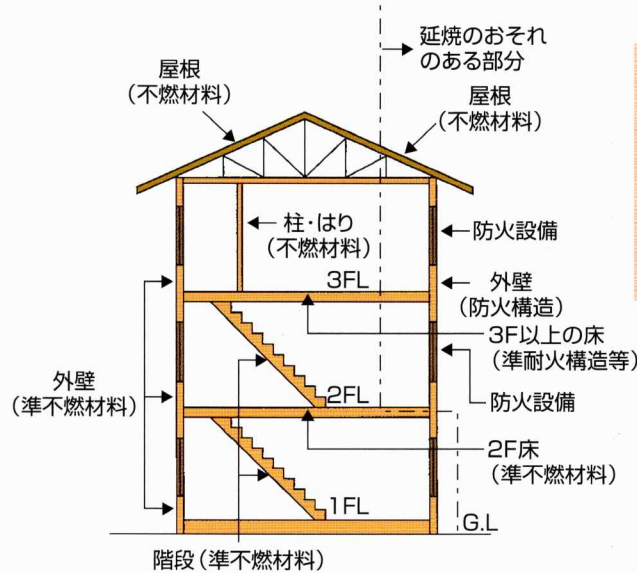
## サワダケミカル社

〒604-8375 京都市中京区西ノ京池ノ内町22  
URL: <http://www.sawada-chemical.jp>  
E-mail: [info@sawada-chemical.jp](mailto:info@sawada-chemical.jp)

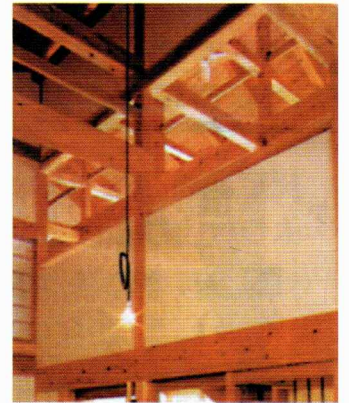
基材木材を塗装材剤に因る大臣認定取得 準不燃材料 国土交通大臣個別認定

## ①燃えしろ設計

燃えしろ設計(昭和62年建告1901号、1902号)とは、部材表面から燃えしろを除いた残存断面を用いて許容応力度計算を行い、表面部分が焼損しても構造耐力上支障のないことを確かめ、火災時の倒壊防止を確認する防火設計法です。  
燃えしろ設計を用いる場合に



大臣認定書確認希望の方は  
国交省ホームページ  
「住宅建築」建築行政コーナー  
防火材料に依る認定手帳又は  
大臣認定検索システムから  
認定一覧表が表示されます。



## \* 性能評価審査による防火材料として

「ノットバーン」水性2液型 クリヤータイプ(屋内用 内装部材)

硼酸、磷酸、カボネート系複合化合物

(基本使用) 原液使用(毎回使用の際には、攪拌してしてから使用して下さい)

基本は2回塗り 完全水性クリヤータイプ 低臭気

ノットバーンの塗布は施工技術指導書を熟読の上、塗布作業を行って下さい。

## 特 徴

無機質不燃層複合化合物で高性能防火塗膜で延焼を拒み、有毒ガスの発生が殆どありません。ホルムアルデヒド・トルエン・キシレンを含有していません。天然木の本来の質感や美感を損なわないクリヤータイプです。

\* 本システムは木口共で六面に塗布し薄い膜である事で施工が早い。

|             |        |         |             |                                     |                                      |
|-------------|--------|---------|-------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 口<br>準<br>耐 | 口<br>2 | は り ・ 柱 |             | △不燃材料で造る。                           |                                      |
|             |        | 壁       | 外 壁         | 延焼部分                                | ▲準不燃材料で造る。さらに防火構造とする。                |
|             |        |         |             |                                     | 延焼外部分                                |
|             |        |         | 間仕切壁        |                                     | ▲準不燃材料で造る。                           |
|             |        | 床       | 3階以上の床      |                                     | ▲準不燃材料で造る。さらに準耐火構造などとする。（▶H12建告1368） |
|             |        |         | その他（最下階を除く） |                                     | ▲準不燃材料で造る。                           |
|             |        | 屋 根     |             | ○不燃材料でふき、その他の部分（野地板、たる木等）は準不燃材料で造る。 |                                      |
|             |        | 階 段     |             | ▲準不燃材料で造る。                          |                                      |

## 防火材料・面材

床 材 準不燃

外 壁 下地に不燃材料(鉄骨、コンクリート)を使用する事。  
厚さ15mm以上の松材系なら準不燃でよい。

外壁に出入口を設置した場合: 準不燃扱い

壁 面 準不燃

突き板 発熱性試験400g/m<sup>2</sup>以下のものに合格しているものは適合する。

## 現しの条件

内装室内側は準不燃材料扱いとなります。

平成12年7月26日付け消防予第170号、消防危第87号において材料に関する技術上の基準が性能規定され、呼称では「不燃材料」は「準不燃材料」に、「準不燃材料」は「難燃材料」に含まれる概念とされたことから、準則においても「不燃材料又は準不燃材料」を「準不燃材料」と「不燃材料又は難燃材料」を「難燃材料」と改正したこと(準則第10条、第34条)。